

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市産後ケア事業
発 注 課	保) 地域保健・母子保健担当課
選 定 事 業 者	医療法人社団手稲あけぼのレディースクリニック、医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウィメンズホスピタル、医療法人社団カワカミウィメンズクリニック、医療法人社団みらい エナレディースクリニック、公益社団法人北海道勤労者医療協会 勤医協札幌病院、医療法人育愛会 愛産婦人科、医療法人育愛会 札幌東豊病院、社会医療法人母恋 天使病院、医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院、医療法人社団朋佑会 札幌産科婦人科、医療法人社団小六メディカルクリニック おおこうち産科婦人科、NTT東日本札幌病院
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、出産後に育児支援を必要とする産婦を対象に、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行うものであり、実施にあたっては、専門性の確保とともに利用者の利便性が求められ、複数の専門性のある事業者と契約する必要がある。</p> <p>①一般社団法人北海道助産師会においては、平成 28 年より産後ケア事業実施助産所を統括する窓口となり、精度管理等ケアの質の維持をし、本業務に精通している団体である。</p> <p>また、増加する利用者のニーズに対応するため、令和 5 年 8 月より札幌市公式HP上で、募集要項等を掲載し、広く契約希望者を公募することとし、12 の医療機関と契約に至った。そのうち、令和 6 年度においても実施できる体制にある②の 11 医療機関において継続実施が望まれる。</p> <p>加えて、さらなる利便性拡大のため、新たに令和 6 年 1 月より公募し、③の 1 医療機関より申請書の提出があった。実地調査を行い、審査した結果、募集要項に定める実施要件・資格を満たしていると判断できた。</p> <p>以上より、上記の機関は本事業に必要な条件を満たしており、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	<p>■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>

決 定 日	令和4年3月1日
-------	----------